

SSBJ への PRI 回答（参考和訳）

サステナビリティ基準委員会によるサステナビリティ開示基準の公開草案に係る意見募集について

2024年7月31日

本回答書に含まれる情報は、情報提供のみを目的として提供されるものであり、いかなる事項についても法的助言として解釈されるべきではありません。明示的に別段の定めがある場合を除き、本回答書で表明された意見、提言、所見、解釈および結論は、PRI Association のものであり、必ずしも本回答書の寄稿者または Principles for Responsible Investment の署名機関（個別機関または全体）の見解を示すものではありません。

本回答書の執筆にあたり我々は、PRI Global Policy Reference Group (GPRG) 及び PRI Japan Regional Policy Reference Group (Japan RPRG) と草案内容を共有し、諮問を行いました。なお、あくまでも本諮問はコメントを求めたものであり、本回答書の公表に伴い RPRG がその内容に賛同や承認を示している事を意味しません。

また、本参考和訳記事は、あくまでも便宜的なものとして英語の原文を翻訳したものです。英文と和文で相違が生じている場合には、英語の原文が優先されます。

はじめに

責任投資原則（以下 PRI: Principles for Responsible Investment）は、署名機関の国際的なネットワークと協力し、6つの責任投資原則の実施に向けて取り組んでいます。PRIの目標は、環境・社会・ガバナンス（ESG）課題の投資への影響に関する理解を深め、署名機関がこれらの課題を投資意思決定に取り入れることを支援することです。PRIは、署名機関、署名機関が活動する金融市場および経済、そして最終的には環境と社会全体の長期的な利益のために活動しています。

6つの責任投資原則は、ESG課題を投資活動に取り入れるための様々な可能性を提供する、自主的かつ意欲的な投資原則です。本原則は、投資家による、投資家のためのものです。署名機関は、これらの原則を実施することにより、よりサステナブルなグローバル金融システムの構築に貢献しています。

PRIは、署名機関の見解及びエビデンス・ベースの調査に基づいて、政策分析及び提言を作成しています。この度は、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」: Sustainability Standards Board of Japan）によるステナビリティ開示基準の公開草案への意見募集に回答する機会を歓迎します。

本意見募集について

SSBJは、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」: International Sustainability Standards Board）による国際的なサステナビリティ開示基準（「IFRS S1「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1」）及び「IFRS S2「気候関連開示」（以下「IFRS S2」））の開発を受け、2022年7月に設立されました。SSBJは、これまで国際的なサステナビリティ開示基準の開発に貢献し、日本における相当基準の開発にも取り組んできました。

2024年3月、SSBJは3つの基準によって構成されるサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」）の公開草案を公表しました。本公開草案は、2024年7月31日まで意見募集が行われます。

同時に金融庁において金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」が開催されており、本公開草案の最終的な法令における適用について議論が行われています。

詳しくは、以下担当者まで

大崎一磨

APAC ポリシーヘッド（代理）

kazuma.osaki@unpri.org

浦野・メネケン 藍業

ポリシースペシャリスト（日本）

aina.menneken@unpri.org

PRI ポジションと主な提言

投資家は現在、最も基本的なサステナビリティ関連データを含め、ポートフォリオ全体に係る意思決定に有用なサステナビリティ関連情報¹の不足に直面しています。²この状況は、サステナビリティ関連の財務的リスクと機会を考慮しつつサステナビリティ目標にも取り組んでいる投資家の効率的な資本の配分を困難にしています。³比較可能なデータのグローバルなシステムは、このようなニーズに対応し、信頼できる情報の強力なベースラインを構築することを可能にします。政策立案者は、開示要件の導入を通じて、この課題に取り組む上で重要な役割を担っています。

ISSB 基準(IFRS S1 及び S2)は、金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース(以下 TCFD: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)が提言する開示枠組みをはじめとする主要なサステナビリティ開示基準を基に、国際会計基準審議会(以下 IASB: International Accounting Standards Board)の会計基準の構造と概念と整合する形で作成されました。また、証券監督者国際機構(以下 IOSCO: International Organization of Securities Commissions)は ISSB 基準に対してエンドースメントを公表しています。⁴

そのため、PRI は世界各国政府による ISSB 基準の採用を強く支持しています。PRI は先ごろ、ISSB 基準の採用を求めて世界中の国・地域に宛てた [call to action](#) を発表しました。この呼びかけは、ロンドン証券取引所グループ、国連持続可能な証券取引所イニシアティブ、持続可能な開発のための世界経済人会議と共同で行われ、120 の投資家、企業、証券取引所等から賛同を得ました。

現在までにアジア太平洋地域では、オーストラリア、中国、香港特別行政区、マレーシア、シンガポールで ISSB 基準の採用に関する市中協議に参加してきました(提出した意見書は [PRI ウェブサイトにて掲載](#))。各地域の市場におけるエンゲージメントを進める中で、一貫して投資家は、意思決定に有用なサステナビリティ情報の可用性を確保するために、国際的且つ地域・法域的な政策レベルで可能な限り ISSB 基準を採用することを支持していることがわかりました。PRI は、こういった投資家の声を政府および関連する金融当局に届けるため、建設的なエンゲージメントに取り組んでいます。

SSBJ の公開草案は、日本がサステナビリティ開示の分野でリーダーになるための強い立場にあることを示しています。これは、公開草案が ISSB 基準からの逸脱を最小限に抑えているためです。これにより、公開草

¹ PRI の [Investor Data Needs framework](#) で示されているように、意思決定に有用であるためには、サステナビリティ情報は、可用性、アクセス性、検証可能性、多角的な比較可能性、表現の忠実性、そして投資家にとっての適切性が確保されている必要がある。

² 例えば、FTSE Russell は、FTSE All World 指数の 4,000 の大企業と中堅企業の構成銘柄のうち、58%がスコープ 1 及び 2 の両方の炭素排出量を開示していることを明らかにした。出典: [Mind the gaps: Clarifying corporate carbon](#) (2022 年)。

³ 世界中の投資家は、国連のサステナビリティ目標(SDGs)、パリ協定、昆明・モントリオール生物多様性グローバルフレームワークが提起するようなサステナビリティ・アウトカム目標を取り入れ、追求することにますますコミットしている。[インパクトをもたらす投資に関する法的枠組み\(以下 LFI: A Legal Framework for Impact\)](#)における法的分析は、法域や投資家の種類によって違いはあるものの、サステナビリティ・アウトカムを目指した投資が投資家の財務目標の達成に効果的である場合、投資家はその妥当性を検討し、それに従って行動することが求められる可能性が高いことを明らかにした。グローバルな LFI 分析と、[日本版報告書](#)を含む各国政策に特化した国別 LFI 報告書は、投資家がサステナビリティ・アウトカムを追求するためには、サステナビリティ情報開示の義務化のような市場メカニズムが重要であることを一貫して示している。

⁴ IOSCO の [エンドースメント](#)は、IOSCO の加盟国に対し、基準の採用、適用、その他の方法について検討するよう勧告している。

案に基づいて提供される情報(報告主体によるアウトプット)は、ISSB 基準に従った報告とほぼ一貫しているはずであり、インターオペラビリティの確保が期待できます。我々は、公開草案の方向性を全体的に支持しており、今後もこの方向性が維持されることを期待します。

詳細な回答

1. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、国際的な基準との整合性を図る程度及びその方法についてどのように考えますか。理由とともにご記載ください。
 - PRI は提案された原則を支持します。
 - この回答は、すべての会社(例えば、グローバル投資家との対話を中心に据えた企業及び任意適用企業いずれも含む)に該当します。
 - 我々は、ISSB 基準の各国での適用において、各国の要求事項に基づく報告と ISSB 基準に従った報告との一貫性が確保されることを期待します。公開草案は、この期待にかなりの程度応えています。
2. 「ガイダンスの情報源」における「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
 - PRI は、サステナビリティ会計基準審議会(以下 SASB: Sustainability Accounting Standards Board)の基準(SASB スタンダード)と産業別ガイダンスに関して提案されている取り扱いを支持します。具体的には、ISSB 基準の「を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という文言の維持を支持します。
 - この回答は、すべての会社(例えば、グローバル投資家との対話を中心に据えた企業及び任意適用企業いずれも含む)に該当します。
 - 提案されているアプローチは、ISSB 基準との整合性を保つという点で適切であり、実務家にとっても明確性が確保することが期待されます：
 - 提案されているアプローチは、ISSB 基準との十分な整合性を維持し、特定の産業に関連する指標について比較可能な開示を可能にしています。ISSB 基準は、報告企業のマテリアリティ評価に基づいて、産業に基づく指標を報告するかどうかを、十分な情報に基づき決定する余地を残しています。
 - さらに、公開草案では、関連するガイダンス文書のどのバージョン(最新版)が適用されるかを明確にし、報告企業が将来の改訂をどのように検討すべきかの原則を示しています。
3. スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計値に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。
 - PRI は、スコープ 1、2、3 の温室効果ガス排出量の絶対総量(absolute gross)を要求する提案アプローチを支持します。
 - この回答は、すべての会社(例えば、グローバル投資家との対話を中心に据えた企業及び任意適用企業いずれも含む)に該当します。
 - 情報の利用者である投資家にもたらす実務的な利点を考慮すると、提案されているアプローチは適切です。絶対総量は、限られた追加的な負担で、スコープ 1、2、3 の内訳に付加的な文脈を提供します。また、Scope 3 カテゴリー15(企業の投資に関連する排出、あるいはファイナンスド・エミッション

ン)の計算の合理化にも役立ちます。この情報が利用者にもたらす実際の便益は、追加的な報告負担を上回ると考えられます。

4. 温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- PRIは、報告主体が地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」)に準拠した年次報告の排出量データをSSBJ基準に準拠した報告に使用する場合、最新の報告データを使用しなければならず、報告期間の差異が12ヶ月を超える場合に追加の開示を要求するとする提案されたアプローチを支持します。さらにPRIは、この報告のタイミングを財務報告と合わせることを推奨しています。
- この回答は、すべての会社(例えば、グローバル投資家との対話を中心に据えた企業及び任意適用企業いずれも含む)に該当します。
- 提案されているアプローチは、報告企業にとってGHG排出量報告の効率化を可能にし、かつ投資家が適時的に排出量データにアクセスできるようにするものです。
- PRIはまた、質問11に対して、同法の適用に関する追加的な検討事項についても提言しています。

5. スコープ2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- PRIは、ロケーション基準のScope 2 温室効果ガス排出量を要求し、関連する場合には追加的にマーケット基準の報告を認めるというIFRS基準のアプローチとの整合性を保つ提案アプローチを支持します。
- 本回答は、すべての会社(SSBJ基準の適用が義務付けられているプライム上場会社およびSSBJ基準を任意適用している広範な会社)に該当します。
- 提案されているアプローチは、ISSB基準で採用しているアプローチと一貫しています。これにより投資家は、より炭素効率の高い供給者からエネルギーを調達している報告主体の自主的な努力を明確にする情報にアクセスすることができるようになります。

6. スコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- PRIは、スコープ3の温室効果ガス排出量の重要性を把握するための定量的閾値を設けないというISSB基準の考え方と整合している提案アプローチを支持します。
- この回答は、すべての会社(例えば、グローバル投資家との対話を中心に据えた企業及び任意適用企業いずれも含む)に該当します。
- 提案されているアプローチは、ISSB基準で取られているアプローチと整合しています。

7. 産業横断的指標等(気候関連のリスク及び機会)に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- PRIは、気候関連のリスク(移行及び物理的)と機会に対する企業のエクスポージャーに関して、定性的な説明を認める提案アプローチを支持しません。なぜなら、エクスポージャーの定量的な指標

は、投資家による効率的な企業間の比較を可能にする情報を提供するからです。そのため、これらを任意とすることは、ISSB 基準の主要な目的である、投資家が比較可能な情報にアクセスすることと整合しません。同時に、我々は、「相違点の概要」の中で、定性的な情報の方がより忠実にエクスポージャーを表すことができるという指摘を認めています。この点において、企業は定量的なエクスポージャー指標を定性的なコメントで補足することが認められることが望まれます。

- 本回答は、すべての会社(例えば、グローバル投資家との対話を中心に据えた企業及び任意適用企業いずれも含む)に該当します。
- 提案されているアプローチは、SSBJ の公開草案における ISSB 基準からの大幅な逸脱を示しています。なお我々は、カナダ、欧州、APAC 地域の規制当局を含む多くの国・地域が、産業横断的な指標に関する IFRS S2 と整合的な要件を既に計画しているか、既に導入していることを確認しています。

8. 産業横断的指標等（資本投下）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- PRI は、気候関連のリスクと機会に対応するため、企業が実際にどの程度の資本的支出、ファイナンス又は投資を行ったのかの開示を求めるといふ提案アプローチを支持します。
- 本回答は、すべての会社(例えば、グローバル投資家との対話を中心に据えた企業及び任意適用企業いずれも含む)に該当します。
- 提案されているアプローチは、ISSB 基準が採用しているアプローチと整合的であり、気候変動に関連するリスクと機会が、財務計画にどの程度組み込まれているかについての情報を投資家に提供することが期待されます。

9. 産業横断的指標等（内部炭素価格）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- PRI は、IFRS S2 の規定と整合的である、内部炭素価格の開示(その適用方法と価格そのもの、報告企業が内部炭素価格を使用しない理由も含む)を求める提案のアプローチを支持します。
- 本回答は、すべての会社(例えば、グローバル投資家との対話を中心に据えた企業及び任意適用企業いずれも含む)に該当します。
- 提案されているアプローチは、IFRS S2 の規定に沿ったものであり、報告企業が意思決定に気候変動外部性をどのように組み込んでいるかについての情報を投資家に提供するものです。

10. 経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

- PRI は、ISSB 基準で規定されている要件と整合的な経過措置を提供する提案のアプローチを支持します。
- 本回答は、すべての会社(例えば、グローバル投資家との対話を中心に据えた企業及び任意適用企業いずれも含む)に該当します。
- 提案されているアプローチは、IFRS S2 の規定に沿ったものです。

11. その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。なお、本公開草案の定めに関するご意見の場合、適用基準案、一般基準案又は気候基準案のいずれに対するご意見なのか、また、どの項番号に関するご意見なのかを明確にご記載ください。

- PRI は以下の追加提言を行います。これらは、すべての企業(SSBJ 基準の適用が義務付けられているプライム上場企業、および SSBJ 基準を自主的に採用している広範な企業)に該当します。

(i) 日本の温室効果ガス報告基準(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」))に基づく温室効果ガス排出量の報告

- 質問 4 への回答で述べたように、PRI は、報告主体が温対法に準拠した年次報告の排出量データを SSBJ 基準に準拠した報告に使用する場合、最新の報告データを使用しなければならず、その差異は 12 ヶ月以内でなければ追加説明を求めるとする提案されたアプローチを支持します。さらに PRI は、この報告のタイミングを財務報告と整合させることを推奨しています。
- また我々は、SSBJ、金融庁、環境省をはじめとするスタンダードセッターが、それぞれの報告枠組みがより大きな効率性をもたらすよう、引き続き協力することを奨励します。
- さらに、PRI は、温対法に基づき報告される情報が、GHG Protocol に従った排出量報告との整合性を確保するために、さらなる検討を行うことを提言します。GHG Protocol は、報告の範囲(バウンダリー)の考え方、また財務報告の範囲との整合性に関して、いくつかの選択肢を提供しているのに対して、温対法は、日本国内における経営支配に基づく範囲設定に限られています。この GHG Protocol と温対法の違いは、特に、国内外に拠点を持つ日本のグループ会社の気候変動リスクへのエクスポージャーを理解しようとする投資家にとって重要です。温対法の報告義務は、国内における経営支配に基づく範囲のみに適用されますが、この状況は、国際的なグループ会社や、財務報告の範囲と整合させることを望む会社にとって温対法が適用されない範囲の存在を意味します。このような不整合は、投資家にも波及する影響が懸念され、例えばスコープ 3 カテゴリー 15 に対応する際に、一次的なデータソースにおいて一貫性のない報告バウンダリを統一化する必要を産む可能性があります。このような考慮事項は、SSBJ 基準内の文言規定または追加ガイダンスの形で明確化することが可能です。

(ii) 排出量

- PRI は、(i)資産運用、(ii)商業銀行、(iii)保険に関する活動を行っている報告企業に対して、ファイナンスド・エミッションに関する追加情報の開示を求めるとする提案されているアプローチを支持します。このアプローチは IFRS S2 に沿ったものであり、これらの報告企業が直面する移行リスクを評価するのに有用な情報を投資家に提供するものです。
- しかし、我々は、こういった「活動を行う場合であっても、それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる」とする提案された規定を支持しません。他の要求事項と同様に、ある情報を報告しない判断は、IFRS S1 に概説されている「重要性」や、商業上の機密情報に当てはまるかなどの基準に基づいて行われるべきです。

(iii) SSBJ 基準に基づく開示を要求または許可する法令が具体的な要件を定めている場合の取扱いを定める項目

- PRI は、サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを要求する法令において認められない、もしくは求められない場合に IFRS S1 の特定の要件を求めないという提案アプローチを支持しません。こうした要件には、次のものが含まれます：(i)サステナビリティ関連財務開示を、関連する財務諸表と同時に報告する要件、(ii)報告期間中に開示された全ての数値について、前期の比較情報を開示する要件、(iii)過年度の誤謬を訂正する要件。
- IFRS S1 におけるこれらの要件は、報告された情報が投資判断に資する重要かつ十分な質を持つことを保証するために重要であり、したがって、すべてのケースにおいて、SSBJ の基準において同時に提供されることが求められるべきです。こうした IFRS S1 の要件が該当法令にも反映されるよう SSBJ と金融庁が協力することが望まれます。

(iv) 報告期間

- PRI は、公開草案の第 71 項に規定されている条件のもとで、企業が財務諸表の対象期間とは異なる報告期間の指標を開示することを認めるとする提案規定に関連して、加筆修正の提案をします。
- 企業がこの規定を使用する場合には、該当する財務諸表の対象期間にわたる指標の概算も提供することが求められるべきであると考えます。またその際、異なる報告期間の開示が求められている背景について説明が求められるべきであると考えます。例えば、異なる報告期間を求める法令に係る免責事項の提供との相互参照が望まれます。
- 我々は、IFRS S1 が、企業が最新の情報を記載した中間報告書を作成することを認めていると認識しています。この規定は、特に、関連する法律又は規則に基づき報告される情報が投資家向けである場合には、最終的な基準においても認識されるべきであると考えます。

(v) 「資源及び関係」と「依存関係及びインパクト」

- PRI は、IFRS S1 の B4-B5 項が、財務的マテリアリティに対し「インパクトマテリアリティ」の要求事項であるという解釈に基づく除外を支持しません。むしろ、これらの段落は、企業のキャッシュフロー、資金調達へのアクセス、資本コストに影響を及ぼすと合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスクと機会について報告するという文脈において、企業がより広範なバリューチェーンにおける自らの立場をどのように理解すべきかを説明しています。また、企業が依存し、影響を受ける資源や関係、企業が持つ可能性のある依存関係や影響、そしてこれらが企業のサプライチェーンや活動、アウトプットにもたらす潜在的な影響を考慮する必要性を説明しています。

PRI は、サステナブル・ファイナンス及び責任投資に関する公共政策について様々な地域に渡る専門的な経験を有しています。日本の金融市場の特性や状況を把握し、サステナビリティ情報開示基準に関して PRI は、SSBJ を支援することができます。

質問や感想は、次の宛先にお寄せください：policy@unpri.org。

また詳しくはこちらまで：www.unpri.org